

## 第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度統計法施行状況に関する審議結果との比較

### 第2 公的統計の整備に関する事項

#### 3 人口・社会、労働関連統計の整備

##### (1) 社会保障全般に関する統計の整備

| 平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的考え方）  | 第Ⅱ期基本計画諮問案   |               |  |            |      |      |   |       |               |
|--|--|---------------|--|------------|------|------|---|-------|---------------|
| <p>③ 「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。</p> <p>① 「社会保障費用統計」について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO（国際労働機関）基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化に努める。</p> | <p><b>【本文】</b></p> <p>社会保障全般の状況を総合的に示す社会保障費用統計（基幹統計）については、諸外国の統計との比較可能性を向上させる観点から、基幹統計化を行い、国民経済計算を含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を図っている。</p> <p>また、「経済協力開発機構（OECD）における国民保健計算の体系（A System of Health Accounts。以下「SHA」という。）手法に基づく保健医療支出推計」については、医療保険制度や医療経済における重要な加工統計である国民医療費において、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・集計の拡充を図り、国際比較可能性の向上に配慮した集計に努めている。</p> <p>これらの統計については、少子高齢化が急速に進展している中、社会保障政策に係る国民の関心の高まりを背景に、提供する統計データの一層の充実が求められている。また、OECDのSHA手法については、現在も継続して検討が進められていることから、国際比較可能性の更なる向上に対応することが必要となっている。</p> <p>このため、社会保障費用統計については、一層の公表時期の早期化、集計項目の細分化などに努める。また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、国民医療費の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。</p> <p>また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、関連する統計体系を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="869 1203 2092 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1203 1733 1249">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1733 1203 1883 1249">担当府省</th> <th data-bbox="1883 1203 2092 1249">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1249 1733 1458">◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。</td> <td data-bbox="1733 1249 1883 1458">厚生労働省</td> <td data-bbox="1883 1249 2092 1458">平成26年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table> |               |  | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | ◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。 | 厚生労働省 | 平成26年度から実施する。 |
| 具体的な措置、方策等   | 担当府省   | 実施時期          |  |            |      |      |   |       |               |
| ◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。  | 厚生労働省  | 平成26年度から実施する。 |  |            |      |      |   |       |               |

|   |  |              |                        |
|---|--|--------------|------------------------|
| <p>② 医療、福祉及び介護関係統計について、関連する統計体系の全体像を整理する。</p> | <p>○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成26年度末までに実施する。</p> |
|---|--|--------------|------------------------|

第2 公的統計の整備に関する事項

3 人口・社会、労働関連統計の整備

(2) 人口減少社会に対応した統計の整備

| 平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的考え方）  | 第Ⅱ期基本計画諮問案   |            |                              |
|--|--|------------|------------------------------|
| <p>⑥ 平成27年「国勢調査」（基幹統計調査）について、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努める。</p> <p>③ 「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。</p> | <p>【本文】</p> <p>関係府省は、少子高齢化の進展や暮らし方の変化を的確に捉えるため、関連する統計において、①就業と結婚、子育てと介護等の関係を分析する調査事項の追加、②21世紀出生児縦断調査等の縦断調査における世代間比較等のための新たな標本の追加、③集計の充実などの取組をそれぞれ行っている。</p> <p>しかし、平成22年国勢調査（基幹統計調査）の結果が示すとおり、我が国では、本格的な人口減少社会を迎え、高齢者の増加割合がますます上昇し、生産年齢人口の割合が大きく低下するなどの少子高齢化を背景とした社会構造の変化を、よりの確に把握するための統計の整備が一層必要となっている。</p> <p>このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直しや公表時期の早期化等に努めるとともに、社会生活基本調査（基幹統計調査）や国民生活基礎調査（基幹統計調査）等の社会生活、国民生活の基礎的事項を明らかにする統計について、調査内容の見直しや地域別集計の充実等を図る。</p> <p>また、関係府省は、利活用目的に応じ、集計手法を工夫するなどして、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにする統計データを提供する。</p> <p>【別表】</p> |            |                              |
|  | <p>◎ 国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める</p>   | <p>総務省</p> | <p>平成27年調査の企画時期までに結論を得る。</p> |
|  | <p>○ 現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。</p>   | <p>総務省</p> | <p>平成28年度末までに結論を得る。</p>      |

|  |  |                 |                              |
|--|--|-----------------|------------------------------|
| <p>④ 「社会生活基本調査」(基幹統計調査)について、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。</p>   | <p>◎ 欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、社会生活基本調査の調査内容の検討に活用する。</p>                    | <p>総務省</p>      | <p>平成28年調査の企画時期までに結論を得る。</p> |
| <p>⑤ 「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>      | <p>◎ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p> | <p>厚生労働省</p>    | <p>平成28年調査の企画時期までに結論を得る。</p> |
| <p>② 「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。</p>                        | <p>○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。</p>  | <p>厚生労働省</p>    | <p>平成26年度末までに結論を得る。</p>      |
| <p>① 人口・社会、労働関連統計において、サンプルサイズ、推計精度及び報告者負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから提供することにより、統計データの充実を図る。</p> | <p>○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。</p>   | <p>各調査の実施府省</p> | <p>平成26年度から実施する</p>          |

第2 公的統計の整備に関する事項

3 人口・社会、労働関連統計の整備

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

| 平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的考え方）  | 第Ⅱ期基本計画諮問案  |               |      |            |      |      |  |       |               |
|--|---|---------------|------|------------|------|------|--|-------|---------------|
| <p>① 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p>    | <p><b>【本文】</b></p> <p>関係府省は、学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計について、学校教育を取り巻く環境変化への対応や、教育機能を総合的に把握する観点から、学歴等の教育関連項目の追加などの改善・検討を順次行っている。</p> <p>一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に経済負担等をよりの確に把握することが必要である。</p> <p>また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。</p> <p>このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子どもの学習費調査における調査内容の追加を検討する。また、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。さらに、教育委員会が重要な役割を担う社会教育調査（基幹統計調査）については、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、生涯学習という、より広い視野からの統計整備を検討する。</p> <p><b>【別表】</b></p> <table border="1" data-bbox="869 1125 2092 1465"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1125 1736 1168">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1736 1125 1886 1168">担当府省</th> <th data-bbox="1886 1125 2092 1168">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1168 1736 1465">○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び統一性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</td> <td data-bbox="1736 1168 1886 1465">文部科学省</td> <td data-bbox="1886 1168 2092 1465">平成26年度から実施する。</td> </tr> </tbody> </table> |               |      | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | ○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び統一性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 | 文部科学省 | 平成26年度から実施する。 |
|  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省          | 実施時期 |            |      |      |  |       |               |
| ○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び統一性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 | 文部科学省   | 平成26年度から実施する。 |      |            |      |      |  |       |               |

|   |  |              |                                     |
|---|--|--------------|-------------------------------------|
| <p>③ 「子どもの学習費調査」について、報告者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けて調査方法・内容を検討する。</p>   | <p>○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。</p>                            | <p>文部科学省</p> | <p>平成26年度から実施する。</p>                |
| <p>② 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</p>                  | <p>○ 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</p> | <p>文部科学省</p> | <p>平成27年度末までに結論を得る。</p>             |
| <p>④ 「社会教育調査」（基幹統計調査）について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。</p> | <p>◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議状況等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</p>          | <p>文部科学省</p> | <p>次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。</p> |

第2 公的統計の整備に関する事項

3 人口・社会、労働関連統計の整備

(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

| 平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的考え方）  | 第Ⅱ期基本計画諮問案   |                  |      |      |   |     |                  |     |                  |
|--|--|------------------|------|------|---|-----|------------------|-----|------------------|
| <p>① 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、「労働力調査」（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。</p> <p>② ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める</p> | <p>【本文】</p> <p>関係府省は、企業活動の変化や働き方の多様化等を分析するための関連統計について、近年増加を続けている非正規雇用の実態や労働市場の実態を把握するため、有期雇用契約期間や実労働時間のより適切な把握のための調査事項を追加するなどの取組を行っている。</p> <p>しかしながら、「日本再興戦略」に基づき、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組が進められており、また、国際労働機関（ILO）において、失業者等の概念・定義の見直しが進められていることから、このような変化に対応した統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しも求められている。</p> <p>このため、労働統計については、同一企業内における雇用形態の転換のよりの確な把握についての検討とともに、国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をよりの確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進する。</p> <p>【別表】</p> |                  |      |      |   |     |                  |     |                  |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 911 1733 959">具体的な措置、方策等</th> <th data-bbox="1733 911 1883 959">担当府省</th> <th data-bbox="1883 911 2107 959">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 959 1733 1214">○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。</td> <td data-bbox="1733 959 1883 1214">総務省</td> <td data-bbox="1883 959 2107 1214">平成26年度末までに結論を得る。</td> </tr> </tbody> </table>   | 具体的な措置、方策等       | 担当府省 | 実施時期 | ○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。 | 総務省 | 平成26年度末までに結論を得る。 | 総務省 | 平成26年度末までに結論を得る。 |
|  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省             | 実施時期 |      |   |     |                  |     |                  |
| ○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。  | 総務省  | 平成26年度末までに結論を得る。 |      |      |   |     |                  |     |                  |
| ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。   | 総務省  | 平成28年度末までに結論を得る。 |      |      |   |     |                  |     |                  |

|  |  |                      |                             |
|--|--|----------------------|-----------------------------|
| <p>③ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成 25 年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</p> | <p>○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成 25 年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</p> | <p>総務省、<br/>関係府省</p> | <p>平成 26 年度か<br/>ら実施する。</p> |
|--|--|----------------------|-----------------------------|